

2011年3月24日
マニユライフ生命保険株式会社

災害により被害を受けられたみなさまへ

このたびの地震等により被災されたみなさまに心よりお見舞いを申し上げます。
弊社では、災害救助法が適用された地域のご契約者様に、次のとおり特別のお取扱いをさせていただきます。

1. 保険料払込猶予期間の延長
この度の災害による影響によりお払込みが困難な場合、保険料のお払込み猶予期間を最長6ヶ月延長させていただきます。
2. 保険金・給付金等のお支払い、契約者貸付等の簡易迅速な対応
お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。
3. 災害死亡保険金等の全額支払い
災害関係特約については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があるとの規定がありますが、今回はこれを適用せず災害死亡保険金等を全額お支払いすることといたします。
4. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用(利息の減免)
災害救助法適用地域(※)に居住されている被災ご契約者様を対象として、新規契約者貸付に対する特別金利の適用(利息の減免)をさせていただきます。
詳細につきましては、[こちらをご覧ください](#)
(※)大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除きます。

お問い合わせ・ご相談につきましては、下記コールセンターまたは被災されたお客様の専用ダイヤルにて承っております。お電話が集中した場合、繋がりにくい場合もございます。恐れ入りますが、予めご了承の程宜しくお願いいたします。

<お問い合わせ先>

被災されたお客様の専用ダイヤル 0120-922-629 (通話料無料)
受付時間 月～金曜日:午前9時～午後5時
(祝日を除く)

コールセンター 0120-063-730 (通話料無料)
受付時間 月～金曜日:午前9時～午後5時(祝日を除く)

変額年金カスタマーセンター 0120-925-008 (通話料無料)
受付時間 月～金曜日:午前9時～午後5時(祝日を除く)

以上